

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 新潟県柏崎市大字上田尻948番1
氏名 株式会社スワロー
代表取締役 戸田 明宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 5年 3月17日
許可の有効期限 令和12年 3月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）

感染性産業廃棄物

汚泥（特定有害産業廃棄物）

以上5種類

注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

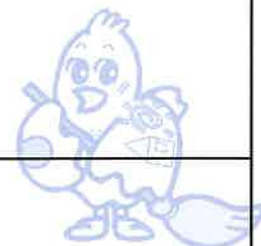
3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 3月17日	新規許可	令和 5年 3月17日	更新許可（優良認定）
平成19年 5月23日	変更許可		
平成19年11月28日	変更許可		
平成20年 3月17日	更新許可		
平成25年 3月17日	更新許可		
平成30年 4月18日	更新許可		

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考



特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

廃油

(1, 2-ジクロロエタン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上2項目

廃酸

(水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上1項目

廃アルカリ

(水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上1項目

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7項目

以下余白